

令和5年第1回東広島市議会定例会

議

案

その2

令和5年2月

目 次

議案第88号	請負契約の変更について……………	1
議案第89号	請負契約の変更について……………	3

議案第 88 号

請負契約の変更について

令和 2 年 6 月 30 日議決第 151 号により議決を経た令和 2 年度土木施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業河内地区災害復旧工事（2-1）の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 28 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 2 億 8,298 万 8,200 円」を「3 契約金額 3 億 184 万 6,600 円」に改める。

(提案理由)

令和2年度土木施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業河内地区災害復旧工事(2-1)の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第89号

請負契約の変更について

令和2年9月24日議決第154号により議決を経た令和2年度土木施設災害復旧事業・林業用施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業河内地区災害復旧工事（2-2）の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 3億3,304万7,000円」を「3 契約金額 3億7,809万8,600円」に改める。

(提案理由)

令和2年度土木施設災害復旧事業・林業用施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業河内地区災害復旧工事(2-2)の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

